



# 宮 崎 県 公 報

令和3年4月8日(木曜日) 第 195 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定……………(福祉保健課) 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定(2件)…(障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………( “ ) 2
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定( “ ) 2
- 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定……………(環境管理課) 2
- 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準……………( “ ) 2
- 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号に規定する区域の指定…( “ ) 3
- 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府

頁

- 令の別表の備考に規定する区域……………(環境管理課) 3
- 悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定……………( “ ) 4
- 振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定……………( “ ) 4
- 廃棄物が地下にある土地の区域の指定……………(循環社会推進課) 5
- 農業振興地域の区域の変更……………(農村計画課) 5
- 道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 5
- 道路の供用の開始(3件)……………( “ ) 6
- 都市計画の変更……………(都市計画課) 6
- 都市計画事業の変更の認可(2件)……………( “ ) 6

### 公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 7
- 土地改良区の定款変更の認可(2件)……………( “ ) 7
- 企業局企業管理規程**
- 企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程…………… 7

## 告 示

### 宮崎県告示第 299号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	指定年月日
鳥入 玲子 (伊福接骨院)	延岡市中川原町1-85	令和2年12月1日

### 宮崎県告示第 300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4510201421	Second House Plus	都城市南横市町38 19番地5	株式会社NEO FIRST	都城市南横市町84 42番地6	令和3年4月1日	短期入所

### 宮崎県告示第 301号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4520300718	グループホームすまいる	延岡市川島町3894	特定非営利活動法人すまいる	延岡市川島町2733番地1	令和3年4月1日	共同生活援助

宮崎県告示第302号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野俊副

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ひむか薬局甲斐元町店	都城市	薬局	令和3年4月1日
都城ドライブスルー調剤薬局	都城市	薬局	令和3年4月1日
訪問看護ステーション笑歩	都城市	訪問看護	令和3年4月1日
日南慶明会訪問看護ステーション	日南市	訪問看護	令和3年4月1日

宮崎県告示第303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野俊副

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
医療法人社団裕弘会 まつおか小児科医院	宮崎市	精神通院医療	令和3年4月1日
ひむか薬局甲斐元町店	都城市	薬局	令和3年4月1日
都城ドライブスルー調剤薬局	都城市	薬局	令和3年4月1日
日南慶明会訪問看護ステーション	日南市	訪問看護	令和3年4月1日

宮崎県告示第304号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のとおり指定する。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野俊副

次に掲げる町のうち、別添図面に着色した部分の地域

三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川町 高千穂町

（「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに関係の町役場に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

- この告示は、公表の日から施行する。
- 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和47年宮崎県告示第644号）は、廃止する。

宮崎県告示第305号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により、同法第3条第1項の規定により指定した地域について、特定工場等において発生する騒音の規制基準を次のとおり定める。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野俊副

特定工場等において発生する騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。

ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、同表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

区域の区分	時間の区分		
	昼間 (午前8時から午後7時まで)	朝 (午前6時から午前8時まで) 夕 (午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から午前6時まで)
第一種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

備考 第一種区域から第四種区域までの区域の区分は、別添図面中に色分けして示す。

(「別添図面」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに関係の町役場に備え置いて縦覧に供する。)

附 則

- この告示は、公表の日から施行する。
- 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和47年宮崎県告示第 645号)は、廃止する。

#### 宮崎県告示第 306号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)の別表第1号に規定する区域を次のとおり指定する。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定した地域のうち、次の各号に掲げる区域とする。この場合において、区域の区分は、同法第4条第1項の規定によるものとする。

- 第一種区域、第二種区域及び第三種区域
- 第四種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域
  - 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
  - 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
  - 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
  - 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
  - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

附 則

- この告示は、公表の日から施行する。
- 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号に規定する区域の指定(昭和47年宮崎県告示第 646号)は、廃止する。

#### 宮崎県告示第 307号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令(平成12年総理府令第15号。以下「府令」という。)の別表の備考に規定する区域を次のとおり定める。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる区域とする。

府令の別表の備考各号に掲げる区域	区域
a 区域	騒音規制法(昭和43年法律第98号)第4条第1項の規定により定められた区域の区分(以下「区域区分」という。)が第一種区域又は第二種区域(第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域である区域に限る。)とされた区域
b 区域	区域区分が第二種区域とされた区域。ただし、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域である区域を除く。
c 区域	区域区分が第三種区域又は第四種区域とされた区域

備考 「第一種中高層住居専用地域」及び「第二種中高層住居専用地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する地域をいう。

附 則

- この告示は、公表の日から施行する。
- 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の別表の備考に規定する区域(平成12

年宮崎県告示第 327号) は、廃止する。

宮崎県告示第 308号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。）の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び法第4条第1項の規定による規制地域についての特定悪臭物質の規制基準を次のとおり定める。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 規制地域

次に掲げる町の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域

三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川町 高千穂町

（「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに関係の町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号の規制基準

特定悪臭物質	地域の区分		
	A地域	B地域	C地域
アンモニア	1 ppm	2 ppm	5 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm	0.01 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm	0.2 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm	0.2 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm	0.1 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm	0.07 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm	0.5 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm	0.5 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm	0.08 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm	0.2 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm	0.05 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm	0.01 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm	20 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm	20 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm	6 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm	60 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm	2 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm	5 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm	0.2 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm	0.006 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm	0.004 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm	0.01 ppm

備考 A地域、B地域及びC地域は、次のとおりとし、1の「別添図面」中に色分けして示す。

- (1) A地域 主に住居の用に供する地域及び商業の用に供する地域。ただし、当該地域に指定することが適当でないと客観的に認められる地域を除く。
- (2) B地域 主に工業の用に供する地域及び臭気に対する順応のある地域。ただし、当該地域に指定することが適当でないと客観的に認められる地域を除く。
- (3) C地域 規制地域のうち、A地域及びB地域以外の地域

(2) 法第4条第1項第2号の規制基準

悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出して得た流量とする。

(3) 法第4条第1項第3号の規制基準

悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た濃度とする。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定（平成7年宮崎県告示第 502号）は、廃止する。

宮崎県告示第 309号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次のとおり指定する。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

次に掲げる町の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域

三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川町 高千穂町

（「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに関係の町役場に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定（平成4年宮崎県告示第482号）は、廃止する。

宮崎県告示第 310号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定区域	埋立地の区分
東諸県郡国富町大字本庄字平原5805番の一部、5813番1の一部、5814番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第1号

宮崎県告示第 311号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、昭和45年宮崎県告示第238号の5で指定した三股町の区域に係る農業振興地域を次の図面のとおりに変更する。

「次の図面」は、省略し、その図面を宮崎県農政水産部農村計画課及び宮崎県北諸県農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年4月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高岡線	児湯郡高鍋町大字南高鍋字馬場田7309番1地先から同郡同町同大字同字7309番	旧	12.1～12.1	7.5
				新	12.1～12.7	7.5

		1地先まで		
--	--	-------	--	--

宮崎県告示第 313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年4月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字上立岩7196番2地先から同郡同村同大字同字7203番2地先まで	旧	4.1～6.3	89.3
				新	4.5～8.0	87.7

宮崎県告示第 314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年4月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
332	県道	宮崎神宮線	宮崎市神宮二丁目360番地先から同市神宮東一丁目605番地先まで	旧	72.9～78.3	28.8
				新	39.6～78.3	28.8



**宮崎県告示第315号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年4月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高岡線	児湯郡高鍋町大字南高鍋字馬場田7309番1地先から同郡同町同大字同字7309番1地先まで	令和3年4月8日

**宮崎県告示第316号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年4月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字上立岩7196番2地先から同郡同村同大字同字7203番2地先まで	令和3年4月8日

**宮崎県告示第317号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年4月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
122	県道	古江丸市尾線	延岡市北浦町市振字鍋田1番1地先から同市同町市振同字20番1地先まで	令和3年4月8日

**宮崎県告示第318号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県小林土木事務所並びに小林市建設課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画の種類及びその名称  
小林都市計画道路  
3・3・4号 中央通線
- 都市計画を変更した土地の区域
  - 追加する部分  
小林市大字細野字岡原の一部
  - 削除する部分  
小林市大字細野字榎原の一部

**宮崎県告示第319号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、令和2年宮崎県告示第319号による宮崎広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 施行者の名称  
宮崎市
- 都市計画事業の種類及び名称  
宮崎広域都市計画下水道事業 宮崎公共下水道
- 事業施行期間  
昭和42年8月22日から令和8年3月31日まで
- 事業地
  - 収用の部分  
宮崎市高岡町五町字南川原の一部
  - 使用の部分  
変更なし

**宮崎県告示第320号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、令和2年宮崎県告示第318号による田野都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 施行者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
田野都市計画下水道事業 宮崎市田野公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成6年9月22日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

役 名	氏 名	住 所
理 事	鮫 島 稔	西都市大字上三財 535番地

(任期：令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	後 藤 俊 一	西都市大字上三財 521番地

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、三財川筋土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）から令和3年3月15日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、三納川筋土地改良区（西都市）から令和3年3月16日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

**企業局企業管理規程**

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和3年4月8日

宮崎県企業局長 井 手 義 哉

**宮崎県企業局企業管理規程第7号**

**企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程**

企業局保安規程（昭和62年宮崎県企業局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第4条関係） 管 理 職 員 の 業 務 分 掌				別表第2（第4条関係） 管 理 職 員 の 業 務 分 掌			
副局長職	技監職	課長職	所長職	副局長職	技監職	課長職	所長職
副局長は、管理者の命を受けて各課長及び所長を指揮監督し、基本的職務としては、局の設置するすべての電気工作物に係る保安業務を総括的に管理するとともに次の職務を遂行する。	技監は、各課長及び所長の主要業務内容について報告を受けるとともに、上司の命を受けて、局の設置するすべての電気工作物に係る保安業務の総括的管理及び決定事項について、副局長の職務を補佐する。	課長は上司の命を受けて所属の職員を指揮監督し、基本的職務としては、課の分掌事務を総括的に管理するとともに次の職務を遂行する。	所長は上司の命を受けて所属の職員を指揮監督し、基本的職務としては、所の所掌事務を総括的に管理するとともに次の職務を遂行する。	副局長は、管理者の命を受けて各課長及び所長を指揮監督し、基本的職務としては、局の設置するすべての電気工作物に係る保安業務を総括的に管理するとともに次の職務を遂行する。	技監は、各課長及び所長の主要業務内容について報告を受けるとともに、上司の命を受けて、局の設置するすべての電気工作物に係る保安業務の総括的管理及び決定事項について、副局長の職務を補佐する。	課長は上司の命を受けて所属の職員を指揮監督し、基本的職務としては、課の分掌事務を総括的に管理するとともに次の職務を遂行する。	所長は上司の命を受けて所属の職員を指揮監督し、基本的職務としては、所の所掌事務を総括的に管理するとともに次の職務を遂行する。

1 決定事項 [略] 2 報告を受けるべき事項 [略]		1 決定事項 [略] 2 報告を受けるべき事項 課の業務執行内容 所の業務執行内容（ただし、 <u>工務課長</u> に限る。）	1 決定事項 [略] 2 報告を受けるべき事項 [略]		1 決定事項 [略] 2 報告を受けるべき事項 [略]	1 決定事項 [略] 2 報告を受けるべき事項 課の業務執行内容 所の業務執行内容（ただし、 <u>工務管理課長</u> に限る。）	1 決定事項 [略] 2 報告を受けるべき事項 [略]
--------------------------------------	--	--	--------------------------------------	--	--------------------------------------	--	--------------------------------------

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。